

福 祉 課

1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても他地域と同様に核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の福祉行政に対するニーズは増大するとともに多様化している。

このような状況に対応した的確な施策を行うため、なお一層管内市町や関係団体との緊密な連携を図りながら、「子どもを安心して産み育てるための環境づくり」、「誰もが健康で安心していきいきと生活できる仕組みづくり」を目指し、各福祉制度の適正な運用を図るとともに、地域の特性を活かした事業を積極的に推進する。

2 業務目標

- (1) 少子化対策の総合調整及び子育て支援の推進
- (2) 高齢者施策の推進
- (3) 障がい者福祉の推進
- (4) 地域福祉の推進
- (5) 母子自立支援の推進
- (6) 社会福祉法人等の適正な運営の推進
- (7) 社会福祉施設整備の推進
- (8) 生活保護の適正実施
- (9) DV被害者支援の推進
- (10) 中国残留邦人等帰国者への支援
- (11) 男女共同参画の推進

3 事業計画

(1) 少子化対策の総合調整及び子育て支援の推進

① 少子化対策の総合調整

「やまがた子育て応援プラン」を指針とし、庁内関係課、管内市町等関係機関との連携を図り、少子化対策の総合調整を推進する。

② 子育て支援体制の充実

地域の子育て支援に携わるNPO法人、ボランティア団体などの活動基盤の強化と子育て支援団体、市町等のネットワークを強化し、子育て支援体制の充実を図る。

③ 保育環境の整備

延長保育、乳児保育及び一時保育の継続実施や休日保育の増設支援、病児・病後児保育実施に向けた支援を行う。

④ 放課後子どもプラン

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後児童クラブの運営に対する支援及び指導者の研修を行なう。

発達障がい疑いのある児童への支援等について、希望する放課後児童クラブにアドバイザーを派遣する。

(2) 高齢者施策の推進

① 介護保険の適正な運営

介護保険制度の適正な運営を図るため、介護保険サービス事業者等に対する指導を徹底する。また、介護保険法に基づき、事業者に対して実地指導、指導監査、集団指導を行う。

② 高齢者の生きがいがづくりの推進

老人クラブ、市町村クラブ連合会の活動への支援を行う。

(3) 障がい者福祉の推進

① 障害者自立支援法の適正実施

障害者自立支援の適正な制度の運営を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する指導を徹底する。また、障害者自立支援法に基づき、事業者に対して実地指導、指導監査、集団指導を行う。

② 障がい者の就労支援

障がい者の福祉的就労及び一般就労の促進並びに授産活動の活性化を図るため、「置賜地域障がい者就労活動活性化協議会」を設置して、就労支援のネットワークの推進を図り、工賃向上と一般就労に向けた取り組みの支援を行う。

③ 障がい者の森林活動フィールド拡大事業

みどり環境税充当事業として、障がい者が気軽に森林とふれあえる環境づくりを推進するため森林ボランティア団体等と連携し、森林活動可能な場所の調査や森林介助案内研修等を実施する。

④ 障がい者等用駐車施設利用証の発行

身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、身体障がい等で歩行困難な方に利用証を発行する。

⑤ 身障手帳、療育手帳の交付

身体障害者手帳に関する各種申請書の進達及び手帳の交付及び療育手帳の発行、交付及び台帳の整備を行う。

⑥ 各種手当等の支給

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を支給する。

(4) 地域福祉の推進

① 民生委員・児童委員の活動支援

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の円滑な活動を支援するため、研修会を開催する。

② 誰もが安心して暮らせる地域づくり推進事業

モデル地域において、高齢者等の地域における見守り体制づくり等地域の福祉課題解決のため地域住民によるワークショップの開催を支援する。

(5) 母子自立支援の推進

① 母子資金の貸付等生活就労支援

母子家庭等の自立を促進するため、資金の貸付や生活・就労支援を行う。

② 児童扶養手当

離婚等により父親又は母親と同一生計にない児童の家庭の生活安定と自立促進に寄与するとともに児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等に手当を支給する。

(6) 社会福祉法人等の適正な運営の推進

社会福祉法人等の運営や会計処理、財務状況及び経営する施設における利用者処遇の状況等について適正な運営が図られるよう、社会福祉法等に基づき指導監査を実施する。

(7) 社会福祉施設整備の推進

老人保健福祉施設、障がい者福祉施設及び児童福祉施設等、社会福祉施設の整備（新設、増改築等）に対し支援する。

(8) 生活保護の適正実施

① 自立支援プログラムの活用

適切な訪問調査活動により被保護者の生活実態を把握し、自立支援プログラムの活用により被保護者の状況に合った自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施する。

② 景気悪化に伴う離職者・住居喪失者等の稼働年齢層への支援

離職者の生活支援及び求職活動を支援するため、住居の確保等について関係機関との情報の交換を行い他法他施策等の活用を図るとともに、稼働能力の活用等について適正な支援を関係機関と連携して行う。

(9) DV被害者支援の推進

地域DV支援センターの適切な運営により相談支援体制を強化するとともに、置賜地域DV被害者支援連絡会議の開催により関係機関相互の連携を図る。

(10) 中国残留邦人等帰国者への支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、対象者に対し、生活支援給付等を行う。

(11) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動を積極的に展開する。

環 境 課

1 基本方針

置賜地域は最上川の源流部にあたり、磐梯朝日国立公園を有し、広大なブナの天然林をはじめとする豊かな自然を有する地域である。

これらの優れた自然環境の保全と野生動植物の保護対策に努め、自然と共生した潤いのある地域社会づくりを推進するとともに、京都議定書の発効により一層の取組み強化が求められる地球温暖化防止対策を積極的に推進する。

また、東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故に伴う電力供給不足等の課題は、国のエネルギー政策の大転換を迫られ、更に県エネルギー戦略の策定・事業展開による再生可能エネルギー等の導入拡大、代替エネルギーへの転換、省エネの推進を図りながら、県民生活の安定確保や産業振興等の地域活性化につなげていく。

地域住民生活においては、安全で良好な生活環境を創るため、大気や水の環境保全、環境中の放射線モニタリング等、ダイオキシン類等の有害化学物質対策、悪臭問題等の取組みを推進し、さらに、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理も積極的に推進し「持続的発展が可能な豊かで美しい置賜地域」の実現を目指す。

2 業務目標

- (1) 自然環境保全の推進
- (2) 低炭素社会形成の推進
- (3) 環境保全の推進
- (4) 廃棄物適正処理・リサイクルの推進

3 事業計画

(1) 自然環境保全の推進

① 自然保護及び鳥獣保護の推進

ア 磐梯朝日国立公園及び沼ノ口湿原、ヌルマタ沢・野川自然環境保全地域に管理員を配置し、登山者の指導や違反行為の監視、施設の適正な維持管理を行う。

イ 野生生物の保護と人間社会との調和を図るため、鳥獣保護法に基づく各種計画の下に関係者との連携を密にし、地域の実情に即した鳥獣保護対策を実施する。

また、近年拡大しているサルやカワウ、アオサギ等の鳥類及び今後予想されるイノシシによる農作物被害等の防止を図るため、適切な有害鳥獣の捕獲許可を行うとともに、適正かつ安全な狩猟を推進する。

ウ 野生動物と共存できる環境、森づくりの重要性を普及啓発するため、置賜地域の高校生等を対象に、専門家の講話や野生動物保護管理所の現地体験など「動物共存の森」学習体験事業を行う。

② 白竜湖環境保全事業

白竜湖は県南県立自然公園内に位置し、県の天然記念物等に指定されているが、湖の水質汚濁によるヒシが繁茂し自然環境や景観が著しく損なわれていることから、平成14年度に支庁関係課と南陽市で構成するプロジェクトチームを設置し、改善事業の支援に努めている。引続き「白竜湖の自然を守る会」が行う白竜湖の保全・環境美化活動を支援するため、補助支援する南陽市に対して間接補助を行う。

(2) 低炭素社会形成の推進

① 「環境先進地山形」の形成に向けた取組みの推進

置賜地域における新エネルギー資源を活用した「環境先進地」を形成するため、総合支庁、研究機関、市町、商工団体、企業、金融機関等による検討会・勉強会を開催するとともに、再生可能エネルギー・代替エネルギー導入の調査研究を実施する。

② 地球温暖化防止活動の推進

ア 家庭の取組み

平成17年度に設立した「置賜地域地球温暖化対策協議会」を主体に、省エネルギーや新エネルギーの普及啓発活動を行うとともに、「山形県地球温暖化防止アクションプログラム」に基づき、各家庭における「CO₂削減」県民運動を関係機関と連携しながら推進する。

イ 事業所の取組み

「山形県地球温暖化防止アクションプログラム」に基づき、各事業所における「CO₂削減」県民運動を関係機関と連携しながら推進する。

また、置賜総合支庁として、「やまがたECOマネジメントシステム」に基づき、エコオフィス運動による環境負荷低減の取り組みを引続き行う。

(3) 環境保全の推進

① 大気・水質保全対策の推進

ア 公共用水域の水質監視を行うとともに、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設や有害物質使用事業場の監視指導の強化を図る。

イ 悪臭、騒音及び振動関係については市町村が所管する事務であるが、規制及び苦情対応などについて技術的な面から支援を行う。

ウ 環境中の放射線関係モニタリング調査を市町と連携しながら実施する。

② 地下水保全対策の推進

地下水の水質監視を行うとともに、地下水汚染については、各市町及び関係機関と連携して必要な対策を実施する。

③ 危機管理の対応

光化学オキシダント等の大気汚染緊急時及び魚のへい死や油流出などの水質汚濁事故については、各市町や関係機関と連携して適切に対応する。

④ 浄化槽適正管理の推進

各市町及び指定検査機関と連携し、浄化槽の法定検査受検率の向上を図り、浄化槽の適正管理のための対策を推進する。

(4) 廃棄物適正処理・リサイクルの推進

① 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 産業廃棄物処理に係る監視指導

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して監視指導を行う。

特に、廃棄物焼却施設及び最終処分場について強化する。

イ 山形県産業廃棄物最終処分場環境保全協議会

ジークライト(株)管理型最終処分場については米沢市・福島市と、(株)エコス米沢最終処分場については米沢市と連携し、定期的に監視を行い、法規制や環境保全協定の遵守状況を確認する。

ウ 廃棄物適正処理・3R推進事業

ごみが投棄されない地域環境をつくるため、親子環境学習会及び不法投棄防止ポスター募集等の啓発事業を行う。

② 不法投棄防止対策の強化

ア 不法投棄防止対策の推進

「置賜地区不法投棄防止対策協議会」によるパトロール（5月、10月を強化月間）及び啓発事業（看板設置、市町広報誌掲載）等の取組みにより、不法投棄の防止を図るとともに、市町・地域住民が協力連携して行う原状回復事業への支援を行う。

また、地区協議会の原状回復事業が困難な場合には、県事業の原状回復措置推進事業による回収を検討のうえ実施する。

イ 常時監視の実施

廃棄物適正処理監視員1名を配置し、野外焼却、不法投棄について監視を強化するとともに、原因者に対して原状回復の指導を行い、悪質な事案は警察他関係行政機関と連携して対応する

③ リサイクルの推進

「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」等の各種リサイクル法に関する住民・市町・事業者への指導・助言を行う。

また、「自動車リサイクル法」に基づく登録事務、事業者等への立入検査を行うとともに、使用者・事業者等に対する法の周知を図り、使用済自動車の適正処理を推進する。

保健企画課（検査室）

1 基本方針

- (1) 地域住民の健康と医療を一体的に捉えて、総合的な対策を実施する。
- (2) 県民の視点に立った安心で信頼のある質の高い医療提供体制の確保を図る
- (3) 限られた医療資源が有効に機能するように、関係機関の連携を進める。さらに福祉との連携を図る。
- (4) 関係機関の協力を求めて、置賜地域医療再生計画（基金）を活用した具体的な医療連携体制を構築する。
- (5) 各年代に応じた健康づくりを推進する。また、生活習慣病・介護予防対策として、関係機関と連携した健康づくり事業を推進するとともに食環境整備体制の構築を図る。
- (6) 試験検査は、食品環境衛生対策や健康危機管理対策を進めるうえで、科学的な裏づけとして重要な業務である。このため、関係各課及び衛生研究所等と密接に連携し、迅速で信頼性の高いデータを提供するよう業務を展開する。

2 業務目標と事業計画

(1) 健康づくり・栄養対策

- ① 山形県健康増進計画推進事業
 - ア 地域・職域連携推進事業
 - イ 糖尿病予防対策事業
 - ウ 喫煙対策総合推進事業
 - エ 食生活指針・食事バランスガイドの普及啓発
 - オ 栄養成分表示・ヘルシーメニュー提供の普及啓発
- ② 栄養改善推進事業
 - ア 市町栄養改善事業に対する支援・指導
 - イ 特定給食施設等に対する援助及び栄養管理指導
 - ウ 栄養表示基準、保健機能食品等の助言・申請指導
 - エ 栄養・食生活改善団体の育成支援
- ③ 生活習慣病対策推進事業
 - ア 栄養・食生活関連事業研修会の開催
- ④ 健康増進事業評価検討会の開催
- ⑤ 置賜地域保健事業連絡協議会の開催
- ⑥ 糖尿病重症化予防対策事業
- ⑦ 食で健康支援事業
- ⑧ 管理栄養士、栄養士免許関係事務
- ⑨ 国民健康・栄養調査の実施
- ⑩ 歯科保健計画の推進等歯科保健対策及び花粉症に関する相談

(2) 適正医療の確保

- ① 適正医療の確保を図るため、医療機関等の立入検査を実施する。
- ② 医療法等関係法令に基づく病院、診療所、歯科技工所及び施術所等に係る許認可事務を行う。
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許申請並びに籍訂正・免許証書換交付申請等の事務を行う。
- ④ 移植医療への理解、並びに腎バンク及び骨髄バンク等普及のための啓発を行う。

(3) 救急医療体制の整備

- ① 夜間初期救急医療体制の推進
平成20年度に立ち上がった、米沢市における平日夜間の診療体制並びに平成21年度からの公立置賜総合病院救命救急センターのサポート体制を推進する。
- ② 小児救急医療啓発事業の実施
乳幼児及び子どもの保護者等に、急病時の対応等上手な小児科へのかかり方について、市町と連携し、ガイドブック、冊子等を活用しながら小児科医による講習会の実施により、知識の習得や急病時の対応の普及啓発を図る。
- ③ メディカル・コントロール体制の推進
「置賜地区救急医療対策協議会」のメディカル・コントロール部会において、救急救命士への指示・指導・助言及び事後検証、再教育等について総合的に協議し、地域におけるメディカル・コントロール体制の充実を図る。

(4) 健康危機管理体制の確立

- ① 健康危機発生に適切に対応するため、市町等関係機関とのネットワーク体制の整備を図る。
- ② 健康危機発生を想定した図上訓練等を実施し、体制の強化を図る。

(5) 保健医療計画の推進

- ① 置賜地域保健医療協議会による施策推進の検討協議
第6次山形県保健医療計画の策定に向け、置賜二次保健医療圏の5疾病5事業及び在宅医療に係る医療連携体制整備の検討を行なう。
- ② 置賜二次保健医療圏に係る主要な地域対策の積極的な推進を図る。
ア 置賜地域医療再生計画（基金）に基づき医師確保や周産期・救急医療等の地域課題の解決に向けた取組みを推進する。
イ 事業推進にあたっては、置賜地域保健医療協議会内「医師確保専門部会」・「周産期医療専門部会」・「地域医療連携専門部会」の3専門部会により、計画の実現化を図っていく。

(6) 医療品等の安全性の確保

- ① 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に対する監視指導を実施する。
- ② 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に係る許認可事務を行う。
- ③ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づく取締を実施する。
- ④ 麻薬取扱者の免許申請事務を行う。
- ⑤ 無承認・無許可医薬品（健康食品等）の監視・指導を実施する。

- ⑥ 医薬分業の推進を図る。

(7) 血液確保対策の推進

- ① 市町と連携を図り、効果的な献血事業を実施する。
- ② 献血推進員による協力団体等の確保と献血思想の普及啓発を図る。

(8) 保健・医療・福祉の連携の推進

- ① 市町等への支援
医療制度の改正等に伴う新たな課題に対応するため、市町村等支援研修事業等の実施等、市町からの求めに応じ必要な支援を行う。
- ② 保健衛生に関する広報活動
ア ホームページによる一般住民、市町、関係団体等への保健衛生情報の提供を行う。
イ 県政広報番組（NCV）・ラジオ等の活用による事業案内、保健情報の提供を行う。
- ③ 保健統計調査の実施及び統計情報の提供
定期調査（月報・年報）
人口動態調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査、保健師・助産師・看護師等に関する調査
- ④ 地区衛生組織活動の支援

(9) 行政検査

各種保健衛生の指導及び監視等を推進するため、各課事業系の計画に基づき下記の検査を実施する。

- ① 食品衛生法の食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）に基づく微生物学及び理化学的検査
- ② 感染症及び食中毒等、突発事例に係る試験検査
- ③ HIV抗体の迅速検査
- ④ スギ花粉飛散数測定と情報還元
- ⑤ 山形県病原体サーベイランスに係る細菌検査
- ⑥ 山形県感染症サーベイランス事業に係る検体の管理
- ⑦ その他保健所業務の遂行に係る各種検査

(10) 依頼検査

市町、一般住民、学校、事業所、食品営業施設及び医療機関等の依頼により下記の検査を実施する。

- ① 給食及び水道従事者の健康診断に係る腸内細菌検査
- ② 福祉施設入所者等の腸内細菌検査
- ③ 食品、環境由来検体の検査
- ④ 給食及び食品営業施設のふき取りによる細菌学的検査
- ⑤ 浴槽水の検査
- ⑥ 大腸菌のベロ毒素の検査及び細菌同定検査

(11) 試験検査業務の適正処理

迅速で信頼性の高い検査成績を提供するため下記の取組みを実施する。

- ① 標準作業書の整備及び改定
- ② 検査機器等の管理及び保守点検の実施
- ③ 試験及び廃棄物等の適正管理

(12) 調査研究

検査業務に係る問題点や地域の課題に対し、他機関との連携により調査研究を実施する。また、結果は学会発表及び衛生講習会の資料として活用する。

- ① スギ花粉飛散調査
- ② 食中毒の原因究明、感染症の感染源調査

(13) 試験検査を通じた衛生教育

臨床研修医、看護学生及び調理師学校生徒等に対し、検査室を活用した衛生教育を実施する。

- ① 食中毒及び感染症発生時における検査課の対応
- ② 食品衛生及び感染症予防と微生物検査

(14) 試験検査の技術的支援

管内医療機関に対し、微生物検査に伴う技術支援を行なう。

- ① 腸内細菌検査（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、腸管出血性大腸菌等）

(15) 検査機関に対する立入り調査

環境課及び環境科学研究センターと連携し、公共用水域水質調査委託業者に対し立入り調査を実施する。

生活衛生課

1 基本方針

食品営業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館、公衆浴場、特定建築物等の生活衛生関係営業は、県民生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担う業種である。

このため、生活衛生課はサービスを受ける住民の立場を基本に、これら生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、消費者・利用者の健康と利益を守るとともに健全な経営を推進するため、関係法令に準拠して次の事項について重点的に施策を推進する。

また、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護思想の普及啓発と動物による健康や財産への危害防止を図る。

2 業務目標

- (1) 食品衛生監視指導計画に基づき効率的かつ効果的な監視指導
- (2) 食中毒予防対策の強化と住民への普及啓発
- (3) 動物の適正管理を指導
- (4) 動物愛護思想の普及啓発
- (5) 入浴関連施設におけるレジオネラ症発生防止のため監視指導の強化
- (6) 生活衛生関係営業者の自主的な管理体制の推進
- (7) 各種媒体を活用した広報と講習会を通じて生活衛生全般に渡る知識の普及啓発

3 事業計画

(1) 食品衛生事業

① 食品衛生監視指導

ア 「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装の生産、製造、加工、流通及び販売施設を監視指導し、管内の食品関連業者が安全な食品を供給していることを確認する
イ 収去検査により、県内流通農産物の残留農薬検査及び管内で製造される食品の成分規格検査を実施する。

ウ 農林水産物の採取から食品の消費者への販売に至るまでの、食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導を実施する。

エ 学校、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対し、関係機関と連携を図りながら監視指導を実施する。

オ 食品事故の危害度の高い、旅館、弁当屋及び仕出屋に対し重点的に監視指導を実施する。

カ 食品の適正な表示について監視指導を実施する。特に、11月の「食品適正表示推進月間」には、監視指導を強化するとともに、研修会を開催する。

② 食中毒予防対策

ア 食中毒が多発する夏季及び食品流通量が増加する年末において、食品取扱施設に対し一斉取締りを実施する。

イ 10月の「きのこ中毒予防月間」に、住民及び食品営業者にきのこに関する正しい知識の普及啓発を実施する。

ウ 出張セミナー等により、家庭における食中毒予防についての啓発を行なう。

③ 食品の製造過程の高度化・流通広域化への対処

ア 食品の製造・加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化・国際化等に対処するため、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)による衛生管理手法の導入を積極的に推進する。

※ HACCP：食品の原材料の生産から最終製品が消費者に消費されるまでのすべての過程について危害分析し、その結果に基づき、生物学的、化学的、物理的な危害の発生を防止するうえで重要な工程を特定し、当該工程の管理状況を連続的又は相当な頻度でモニタリングし、必要に応じて改善措置を行うことにより、食品の安全性を侵す可能性のある危害の発生を最小限にするためのシステムである。

④ 営業者による自主管理体制の確立

ア 東南置賜地区食品衛生協会及び長井地区食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の活動を支援し、営業者や食品衛生責任者による自主管理体制の確立を推進する。

(2) 調理師関係事業

① 調理師試験の周知、調理師免許に関する事務を行う。

(3) 乳肉衛生事業

① 「食品衛生監視指導計画」に基づき、乳、乳製品、食肉、食肉製品及び水産食品の安全確保のため、取扱施設に対し監視指導を実施する。

② 収去検査により、県内畜水産食品の動物用医薬品の残留検査及び水産食品・食肉・食肉製品の成分規格検査を実施する。

③ 食肉を原因とする食中毒予防のため、9月の「食肉衛生月間」に食肉処理場、食肉販売業、及び食鳥処理業に対し監視指導を実施する。

④ 「山形県フグ取扱い指導要綱」に基づき、フグ取扱営業者に指導を徹底する。

⑤ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理が適正に行われるよう監視指導を行う。

(4) 狂犬病予防及び飼い犬管理事業

① 市町及び(社)山形県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について啓発し、無登録犬及び未注射犬の一掃を図る。

② 「山形県動物の保護及び管理に関する条例」に基づき、けい留されていない犬の捕獲を行う。

③ 犬による咬傷事故や苦情の発生を防止するため、飼い主に適正管理の指導を行う。

(5) 動物の愛護及び管理に関する事業

① 動物の正しい飼い方の普及啓発を行う。

② 飼い主の事情で飼えなくなった犬・猫について、新たな飼い主を探すため、保健所に設置の「犬猫の新しい飼い主探し掲示板」の活用を推進する。

③ 保健所が捕獲した犬並びに引き取り等した犬及び猫について、新しい飼い主への譲渡事業を実施する。

- ④ 動物取扱業登録及び特定動物の飼養(保管)許可に係る監視指導を実施する。

(6) 化製場等に関する事業

- ① 市町及び関係部局と連携し、化製場及び死亡獣畜取扱場の適正管理を指導する。
- ② 死亡獣畜の適正処理について関係者への指導を行う。

(7) 生活衛生関係事業

- ① 営業衛生施設への立入指導を行うとともに、事業者の自主管理を推進する。
- ② 入浴施設におけるレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館等の浴槽水のレジオネラ自主検査の実施を促す。
- ③ 建築物における衛生的な環境を確保するため、特定建築物及び登録事業所の立入指導を行う。
- ④ 遊泳用プールの衛生及び薬品管理等の安全確保を図るためシーズン中を中心に立入指導する。

(8) 水道関係事業

- ① 水道施設の維持管理及び衛生上必要な措置の遵守状況について、立入検査を行う。
- ② 小規模水道設置者に対して、「山形県小規模水道条例」に基づき消毒、水質検査及び健康診断が適切に行われるよう立入指導及び講習会を実施する。
- ③ 飲用井戸等の使用者に対し、「山形県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき飲用井戸等の衛生確保について指導する。

(9) 温泉関係事業

- ① 温泉利用の適正化を図るため、温泉利用施設の衛生管理及び源泉管理状況について立入検査を実施し、必要な指導を行う。
- ② 温泉利用施設内の温泉成分及び利用上の注意の適正な掲示の指導を行う。

地域保健予防課

1 基本方針

- (1) 安心して子どもを産み健やかに育てる環境づくりを推進するとともに、育児不安や困難を抱えている母親等へのきめ細やかな支援体制の整備を図る。
- (2) 地域における難病に関する医療の確保、難病患者や家族への適切な支援を行い生活の質の向上を図る。
- (3) 地域住民の心の健康づくりの向上に努めるとともに精神障がい者の自立と社会参加を促進するために保健、医療及び福祉が連携した推進体制の充実を図る。
- (4) 自殺に対し正しい知識の普及と啓発を図るため自殺対策を推進するとともに、地域における若者のひきこもり支援の取組みを、NPO等と連携しながら進めていく。
- (5) 地域住民の健康を守るため感染症予防対策を推進し新興感染症への取組みの充実を図る。また感染症発生時には関係機関の連携のもと迅速かつ的確な対応を図るとともに、住民に対して危機に関する情報提供・情報交換を適時適切に行う。

2 業務目標

- (1) 母子保健対策の推進
- (2) 難病対策の推進
- (3) 地域精神保健福祉対策の充実・強化
- (4) 感染症対策の推進

3 事業計画

(1) 母子保健対策

- ① 安心子育て支援事業
 - ア 子育て支援相談の実施（臨床心理士、保健師による相談の実施）
 - イ 事後相談の実施（保健師による相談の実施、あそびの教室の開催）
 - ウ 子育て支援地域ケース検討会の実施（具体事例のケース検討会の開催、事例集の作成）
- ② 発達障がい者支援体制整備事業
 - ア 発達障がい者支援体制整備推進会議の開催
関係機関との連携、相談支援ファイル等の活用による継続的な支援についての検討
 - イ 研修会の開催（保育園、幼稚園等対象）
- ③ 生涯を通じた女性の健康支援事業
 - ア 女性の健康支援センター事業（女性の健康相談の実施）
 - イ 健康教育事業（講演会及び健康教室の実施）
- ④ 特定不妊治療費助成事業
- ⑤ 未熟児対策事業（医療給付、訪問指導）
- ⑥ 長期療養児に対する療育指導事業（相談指導、訪問指導、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療給付）
- ⑦ 自立支援医療（育成医療）による医療の給付

- ⑧ 母子保健推進事業
母子保健推進協議会及び技術研修会の開催
- ⑨ 妊産婦メンタルサポート事業
 - ア ケース検討会及び市町や医療機関との連携会議・研修会の開催
 - イ 親と子の心の相談
担当者（保健所保健師）が専門家からの指導を受けながら継続して面接相談を実施
- ⑩ 新生児聴覚検査事業
新生児聴覚スクリーニング検査による要精密検査に対する受診勧奨・個別支援を実施

（２）難病対策事業

- ① 国が指定した特定疾患（５６疾患）に係る特定疾患治療研究事業の申請受付事務及び申請時の面接・相談・指導の実施
- ② 難病患者地域支援対策推進事業
 - ア 在宅療養支援計画策定・評価事業（ケアプラン会議）
 - イ 医療相談事業（難病患者等医療福祉相談会）

（３）精神保健福祉事業

- ① 精神保健福祉法施行事務
 - ア 措置入院関係事務
 - イ 精神科病院等の実地指導検査
 - ウ 医療保護入院等各種届出処理事務
 - エ 医療保護入院等のための移送関係事務
 - オ 精神障がい者台帳整備
- ② 精神保健福祉施策
 - ア 精神保健福祉相談・訪問指導事業
 - ・精神保健福祉相談 精神科医師による相談等
 - ・訪問指導（随時）
 - イ 地域における精神保健福祉関係機関との連携
保健、医療、福祉、労働、警察及び教育等の関係機関による地域精神保健福祉連絡協議会、研修会、ケース検討会の開催
 - ウ 精神障がい者訪問支援推進モデル事業（アウトリーチ事業）
 - ・評価検討委員会の開催
 - ・アウトリーチチームによる訪問支援
 - エ 心の健康づくり推進事業
一般住民、児童生徒、企業の従業員等に対する精神保健福祉に関する知識の普及啓発
 - オ 地域自殺対策緊急強化基金事業
 - ・普及啓発活動（事業所を訪問しPRキャンペーンを実施、ちらし等広報媒体作成）
 - ・自殺未遂者等ハイリスク者対応への対応に向けた研修会の開催
 - ・精神科医、保健師による相談
 - ・うつ病家族教室の開催

カ ひきこもりへの支援

- ・ひきこもりからの脱却支援置賜ネットワーク会議の開催
- ・保健師による相談及び訪問指導並びにNPO法人に対する技術的支援

キ ひきこもり等の雇用拡大モデル事業

- ・企業等の協力による就労体験実習の実施（NPO法人への委託事業）

ク 市町における精神保健福祉事業への支援

ケ 医療観察法の施行に関する事業

③ 社会復帰施策

ア 精神障がい者地域生活支援事業

- ・地域精神保健福祉連絡協議会の開催（保健、医療、福祉、労働、警察及び教育等の関係機関・団体による連絡会議、研修会、ケース検討会）
- ・各種関係者の研修
- ・精神障がい者本人、家族を対象とした学習会の開催
- ・市町における地域生活支援事業への支援

イ 入院中又は救護施設入所中の精神障がい者を対象とした社会適応訓練促進事業

ウ 精神保健福祉関係団体等への支援（断酒会、精神保健福祉NPO団体等）

（４）感染症対策事業

① 結核予防費補助金

- ・私立学校長及び社会福祉法人等の施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の助成

② 結核医療対策

ア 感染症診査協議会（結核関係）

- ・入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問

イ 定期病状調査

- ・病状把握が困難な者に関する医療機関への情報提供依頼

ウ 指定医療機関の指定

- ・感染症法による指定医療機関の申請及び届出の受理

③ 結核対策特別促進事業

- ・地域DOTS推進事業による結核対策研修会の実施

④ 保健所結核対策

ア 結核患者管理

- ・患者の登録管理
- ・発生届に伴う疫学調査の実施及び患者・家族等への指導
- ・医療連絡会の実施及び結核登録者情報システムによるコホート検討会の実施

イ 管理検診及び接触者健康診断の実施

- ・結核患者管理検診及び接触者健康診断業務委託契約
- ・管理検診及び接触者健康診断の勧告

⑤ 感染症発生動向等調査

- ・感染症法に基づき、医療機関からの全数又は定点把握による届出集約及び情報還元
- ・インフルエンザ様疾患の集団発生報告の受理

- ・ 社会福祉施設等における感染症等発生報告の受理
- ⑥ 感染症対策
- ア 感染症発生時防疫活動
 - ・ 発生届に伴う疫学調査の実施及び患者接触者等に対する健康診断の勧告
 - ・ 感染症診査協議会（一般）への就業制限報告
 - イ 感染症対策の推進
 - ・ 高齢者福祉施設及び児童福祉施設等の職員に対する感染症予防研修会の実施
 - ・ 高齢者福祉施設及び児童福祉施設等の実地指導
 - ・ 感染症予防及び対策に関する出前講座の実施
 - ・ 医療法に基づく医療機関立入による院内感染対策の指導及び助言
 - ウ 予防接種
 - ・ 副反応報告及び事故報告、BCG接種によるコッホ現象報告の受理、進達
- ⑦ 後天性免疫不全症候群対策
- ・ エイズ、性器クラミジア感染症に関する相談及び血液検査
 - ・ 世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせた終日相談及びキャンペーンの実施
- ⑧ ウイルス性肝炎総合対策
- ・ B型肝炎、C型肝炎に関する相談及び血液検査
 - ・ 肝炎医療費助成制度に関する申請受付
- ⑨ 新型インフルエンザ対策
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル（置賜版）に関する保健衛生班業務手引き作成
 - ・ 新型インフルエンザ対策研修会の実施
- ⑩ 被ばくに関する健康相談
- ・ 放射線に関する健康相談